

|   | 質 疑 事 項  | 回 答   |
|---|--|---|
| 1 | <p>建物は問題ない（Aランク）が、ブロック塀や自動販売機が「危険」な場合は、総合判定が「危険」となってしまうのか。</p>                         | <p>建物自体に問題がない場合（全てAランク）でもブロック塀や自動販売機等による危険度がCランクの場合総合判定は「危険」となります。</p> <p>このような場合は、ブロック塀や自動販売機等を取り除くことにより判定が変更となりますので、その旨を判定ステッカーに記載することが住民に対して、より親切な対応になると思います。</p>                |
| 2 | <p>工作物等はどのように扱うのか。</p>   | <p>応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用します。したがって工作物等については本基準を適用することができません。</p> <p>しかし、隣接する工作物が調査対象建築物に倒れ込む危険がある場合等は、ブロック塀等と同様に、判定調査表3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度その他の括弧に該当工作物の名称を記入し、危険度の判定を行ってください。</p> |
| 3 | <p>建物全体として危険が無いと判定し、Aランクの場合でも一部分にベランダ崩壊・落下等が考えられる場合B又はCランクとすべきか。</p>                   | <p>ベランダは判定調査表3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度のその他に該当します。</p> <p>その他の括弧にベランダと記入の上、所有者のベランダの使用や歩行者に対する危険度を考慮し判定を行ってください。</p> <p>建物本体がAランクの場合でも、落下物の危険度により総合判定B又はCランクとなる場合があります。</p>              |
| 4 | <p>隣家が木造で、調査建物がSRCの場合、隣家木造が全崩壊する場合、調査建物への影響が多少あると考えられるが、調査建物自体はAランクでも要注意Bランクとすべきか。</p> | <p>判定調査表2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度 ①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険に該当します。</p> <p>隣家が崩壊し、敷地に影響をおよぼす危険がある場合はCランク、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合はBランクと判定してください。</p>                                      |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 5 | <p>RC造の場合、柱損壊調査率50%以上とあるが、内観調査が出来ない場合はどのようにするのか。</p>           | <p>判定結果が「調査済」となるような場合には、調査率が少なくとも50%以上となるよう調査することが望ましいと考えます。</p> <p>外観調査のみの場合は、内部の柱本数を類推しながら外観に面する柱で判定を行うこととなります。その際、判定ステッカーに外観調査のみの調査である旨を書くと、住民に対して、より親切な対応になると思います。</p> <p>なお実際の判定の際には、市町村災害対策本部の担当者より指示があるかと思しますので、その指示により調査を行ってください。</p> |
| 6 | <p>「コメント欄の記入方法」において、「どの構造躯体」「どの落下物」が危険なのか個別に部材を特定する必要があるか。</p> | <p>例えば、「構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けて危険です。」「屋外看板が落ちかけており危険があります。」等、具体的にどこが危険なのか、建物所有者・歩行者等が判断できるようにしてください。</p>  |
| 7 | <p>応急危険度判定士は防災ボランティア登録をしなければならないか。</p>                         | <p>応急危険度判定活動をするにあたり防災ボランティアとして登録をしなければならない訳ではありません。</p>   |